

高知県森林整備公社造林事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森林整備公社造林事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、森林が有する国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能について、それぞれの機能の調整を行いつつ、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要があることから、森林施業の集約化及び路網整備による施業の低コスト化を図りつつ、森林整備を計画的に推進することにより、森林が有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資するため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定により定められた市町村森林整備計画の達成に必要なものとして、県が定める森林環境保全整備事業計画に基づき、一般社団法人高知県森林整備公社（以下「公社」という。）及び公社と長期受委託契約を締結又は森林の経営の委託をした事業者（以下「補助事業者」という。）がこの要綱に定める造林事業を行う場合においては、別表第1に掲げる補助対象経費について毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業の区分、内容及び補助率並びに補助事業者及び事業規模等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業区分、事業内容及び補助率は別表第1に定めるとおりとし、補助事業者及び事業規模等は別表第2に定めるとおりとする。ただし、知事が補助することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、当該補助事業の完了した後速やかに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合は、当該補助金交付申請書をもって規則第11条第1項の補助事業等実績報告書に代えるものとする。

2 前項の補助金交付申請書への添付書類は、高知県造林事業取扱要領の補助金の交付の申請に関する規定を準用する。

3 補助事業者は、事業実施箇所を林業事務所（当該事業地が、長岡郡本山町若しくは大豊町又は土佐郡土佐町若しくは大川村に所在する場合にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所。以下「林業事務所」という。）の管轄ごとに分けて、第1項の補助金交付申請書を作成しなければならない。

4 補助事業者は、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定によ

り仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た額をいう。第 9 条第 10 号において同じ。）がある場合は、第 1 項の補助金交付申請書にその旨を記載しなければならない。

- 5 補助事業者は第 1 項の規定による書類の提出に当たって、納税証明書により県税の滞納がないことを証明しなければならない。ただし、県税の納税義務者でない場合にあつては、その旨の申立書を提出するものとする。

（補助の条件）

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行なわなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る造林地が人工造林、除伐等又は間伐に係るものである場合は、森林保険に加入しなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めること、その他知事が必要があると認める事項を遵守しなければならないこと。
- (6) 補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、譲渡し、若しくは賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）、補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ別記第 2 号様式により知事にその旨を届け出なければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の補助金交付申請書を受理したときは、補助金を交付することについてその適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、別記第 3 号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 7 条 知事は、補助事業者が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金額の計算)

第8条 補助金額の計算は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 補助金額は、別途造林事業において知事が定める標準経費に別表第4に定める査定係数(以下「査定係数」という。)の100分の1と補助率とを乗じて求める。
- (2) 森林作業道整備の補助金額は、前号の規定にかかわらず、森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知)及び森林整備保全事業標準歩掛(平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知)又は知事が定める標準単価により事業費の積算を行い、これに査定係数と補助率とを乗じて求める。
- (3) 森林作業道整備のうち、地形及び地質の条件から知事が定めた標準単価が適用することができない部分がある場合の補助金額は、当該標準単価が適用することができない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領及び森林整備保全事業標準歩掛に基づき算出される経費と当該標準単価に基づき算出される標準経費とを加算した額(補助事業者が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とを比較していずれか低い額)に査定係数の100分の1と補助率とを乗じて求める。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 別表第1に定める事業のうち森林法第11条に規定する森林経営計画(以下この号において「森林経営計画」という。)に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けたとき。
- (4) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画(属人計画はあるが、これと併せて属地計画が作成できない場合を除く。)に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならないとき。この場合において、特定間伐等促進計画の実施計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、及び更新伐の施行地であって、当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画(森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画(以下「林班計画」という。)が作成できない場合を除く)又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合についても、同様の扱いとする。
- (5) 更新伐を行った場合は、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算し

て2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときであって、知事の指示（植栽により速やかに更新を図ること。）に従わないとき。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。

- (6) 前号に掲げる場合のほか、補助事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間内に実施しないとき。
- (7) 「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定若しくは森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したとき。
- (8) 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）。
- (9) 第5条第6号に掲げる事項に該当したと知事が認めるとき。
- (10) 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したとき。この場合において、補助事業者は、該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金の交付の申請書に明らかにして補助金の交付を申請し、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

（グリーン購入）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（書類の提出）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副2通を作成し、事業地を管轄する林業事務所の長を経由して提出しなければならない。

（委任）

第13条 造林事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、高知県造林事業費補助金交付要綱、関係要領等の規定によるものとし、その他補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条から第7条まで、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条、第9条関係）

事業区分	造林区分	事業内容及び補助対象経費	補助率
森林環境保全 直接支援事業	ア 人工造林	<p>優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地^{ごしら}え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種^は、施肥、低質林等における前生樹の伐倒又は除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接経費とする。</p>	<p>知事が別に定める基準に基づいて査定した経費に対し、10分の4。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備については、事業費の10分の5。</p>
	イ 樹下植栽等	<p>(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとし、補助対象は、これらに要する経費及び間接経費とする。</p> <p>(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知）に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては、上層木がⅩ齢級以上の人工林）において行う地^{ごしら}え、樹下への苗木の植栽若しくは播種^は、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種^はに伴って行う地表かき起こし又は不用萌芽^{ぼう}の除去</p> <p>(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地^{ごしら}え、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし若しくは稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植栽）若しくは播種^は、施肥、不用萌芽^{ぼう}及び不用木の除去、不良木の淘汰^{とうた}、巻枯らし又は林木の枝葉の除去</p>	
	ウ 下刈り	<p>植栽により更新したⅡ齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合はⅠ齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合は、Ⅱ齢級以下）、複層林においては下層木がⅤ齢級以下）の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下（複層林においては、下層木がⅧ齢級以下）の林分で行う雑</p>	

事業区分	造林区分	事業内容及び補助対象経費	補助率
	<p data-bbox="438 436 614 470">エ 雪起こし</p> <p data-bbox="438 772 646 806">オ 倒木起こし</p> <p data-bbox="438 1008 582 1041">カ 枝打ち</p> <p data-bbox="438 1489 550 1523">キ 除伐</p> <p data-bbox="438 1825 614 1859">ク 保育間伐</p>	<p data-bbox="678 246 1204 369">草木の除去及びこれに併せて行う施肥とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接経費とする。</p> <p data-bbox="678 436 1204 705">植栽により更新したⅤ齢級以下の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。</p> <p data-bbox="678 772 1204 952">植栽により更新したⅤ齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。</p> <p data-bbox="678 1008 1204 1142">(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものとし、補助対象は、これらに要する経費及び間接経費とする。</p> <p data-bbox="678 1153 1204 1243">(ア) Ⅵ齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去</p> <p data-bbox="678 1254 1204 1332">(イ) ⅩⅡ齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p> <p data-bbox="678 1344 1204 1433">(ウ) ⅩⅧ齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p> <p data-bbox="678 1489 1204 1758">下刈りが終了したⅤ齢級以下(天然林にあっては、ⅩⅡ齢級以下)の林分において行う不用木(侵入竹を含む。以下同じ。)の除去及び不良木の淘汰^{とうた}とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。</p> <p data-bbox="678 1825 1204 2004">適正な密度管理を目的としてⅦ齢級以下(天然林及び新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴う地域の木材需要の急変により、林業事業者の雇</p>	

事業区分	造林区分	事業内容及び補助対象経費	補助率
	ケ 間伐	<p>用の維持及び事業の継続の観点から緊急に必要と認められる場合においては、XⅡ齢級以下)の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。</p> <p>適正な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下(地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林及び立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。)の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢(以下「標準伐期齢」という。)に2を乗じて得た林齢以下の林分で行う不用木の除去又は不良木の淘汰及び搬出集積とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。</p>	
	コ 更新伐	<p>育成複層林の造成及び育成(長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。)、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的としてXⅧ齢級以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分(長期育成循環施業の一環として実施する場合は、X齢級以上の場合に限る。)で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木、あばれ木等の伐倒、搬出集積とし、補助対象は、これに要する経費及び間接経費とする。</p>	

事業区分	造林区分	事業内容及び補助対象経費	補助率
		<p>のいずれかの施業と一体的に実施され、かつ、高知県造林事業計画策定要綱に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものとし、補助対象は、これらに要する経費及び間接経費とする。</p>	

別表第2（第3条関係）

補助事業者及び事業規模等
<p>補助事業者</p> <p>森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。）、公社、森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者とする。ただし、公社以外の事業体にあつては、公社と長期受委託契約を締結又は森林の経営の委託をした事業体が公社の森林で実施する場合（森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において実施する場合を含む。）に限る。</p>
<p>事業規模等</p> <p>別表第1造林区分欄アからコまでについては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。これに加えて、間伐及び更新伐については、1又は2のいずれかに該当するもの。</p> <p>1 森林経営計画に基づいて行う場合は、第4条の規定による補助金の交付の申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに、間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となっている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積との合計が5ヘクタール以上）であり、かつ、間伐又は更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上（1森林経営計画内において間伐又は更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が5ヘクタール未満の場合は、原則として当該施行地の全てにおいて間伐又は更新伐を実施し、かつ、間伐又は更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上）</p> <p>2 特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林で実施する場合に限るものとし、間伐又は更新伐のそれぞれにおいて、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請ごと、かつ、集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（森林共同施業団地対象民有林で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施</p>

行地の面積との合計が5ヘクタール以上)であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上

別表第3（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第4（第8条関係）

区 分	査定係数
<p>1 (1) から (3) までのいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 人工造林及び樹下植栽等について、森林経営計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者（以下「計画策定者等」という。）が、当該各計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づいて行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの又は森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届出書」という。）を提出した上で行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの（新たに森林法第5条に規定する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）</p> <p>(2) 間伐及び更新伐について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの</p> <p>(3) その他の事業内容について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの</p>	<p>170</p>
<p>2 人工造林及び樹下植栽等について、平成24年3月31日以前に行われた樹木の伐採の跡地において計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの（1の(1)に該当するものを除く。）又は伐採造林届出書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）</p>	<p>90</p>

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

令和 年度高知県森林整備公社造林事業費補助金交付申請書

下記のとおり、森林環境保全直接支援事業を完了しましたので、補助金を交付して
くださるよう高知県森林整備公社造林事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に
より関係書類を添えて申請します。

記

- 1 造林事業内訳書
- 2 造林地施業図
- 3 造林地総括位置図
- 4 搬出材積集計表
- 5 平均胸高直径調査表（胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分の除伐等に限る。）
- 6 社会保険等の加入状況調査表
- 7 その他

（注）関係書類については、高知県造林事業費補助金交付要綱第4条の第2項におい
て定める様式を準用してください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

森林整備公社造林事業費補助事業に係る転用等の届出書

下記のとおり 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました 事業の施行地の転用等をしますので、高知県森林整備公社造林事業費補助金交付要綱第5条第6号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 転用等の対象地
- 2 転用等の対象地の概要
- 3 転用等の理由
- 4 その他

補助金交付決定通知書

補助事業者名

令和 年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました令和 年度高知県森林整備公社造林事業費補助金については、下記の条件により金 円を交付することを決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助事業者は、高知県補助金等交付規則及び高知県森林整備公社造林事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に従わなければならないこと。
- 2 補助事業の実施に当たっては、要綱別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行なわなければならないこと。
- 3 当該造林地が人工造林、除伐、保育間伐、間伐に係るものである場合は、森林保険に加入しなければならないこと。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならないこと。
- 5 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要があると認める事項を遵守しなければならないこと。
- 6 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、譲渡し、若しくは賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならないこと。
- 7 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還しなければならないこと。
- 8 要綱別表第1に定める事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（このうち、当該事業が要綱別表第4の2に定める査定係数が適用される場合は、同査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還しなければならないこと。
- 9 更新伐を行った場合は、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることを指示するものとし、これに従わないときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還し

なければならないこと。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 10 9に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければならないこと。
- 11 「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定若しくは森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならないこと。
- 12 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならないこと。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。